

# 青森県ノルディック・ウォーク連盟会則

## 第1章 総則

### (名称)

1. 本連盟は、「青森県ノルディック・ウォーク連盟」と称する。

### (目的)

2. 本連盟は、全日本ノルディック・ウォーク連盟に加入し、県下におけるノルディック・ウォーク普及機関として組織し、ノルディック・ウォークに関する活動を実施し、普及・発展に寄与することを目的とする。

### (所在地)

3. 本連盟の事務局は、岩木山観光協会（弘前市百沢字裾野124）内に置く。

### (事業)

4. 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 体験会や定期的な教室、講習会等の開催
2. 県下における公認指導員の養成
3. 県下における公認指導員の普及活動支援
4. 普及につながる各種イベント等への参画
5. その他目的達成につながる事業

### (会員)

5. 本連盟は、次の各号に定める会員をもって構成する。

- (1) 指導部養成講習会を受講し、公認指導員の資格を有する者及びオピニオンリーダーの資格を有する者（指導部会員）
- (2) 本連盟の目的に賛同し、普及活動に積極的に従事していると理事会で承認を得た者（賛助会員）
- (3) 本連盟の目的に賛同し、普及活動に積極的に従事していると理事会で承認を得た団体及び法人（団体会員）
- (4) 本連盟の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した者（一般会員）

### (入会及び退会)

6. 入会及び退会の方法は、次のとおりとする。

- (1) 指導部会員は、県下での公認指導員又はオピニオンリーダーの資格取得及び登録手続きにより登録されるものとする。
- (2) 一般会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、し込むこと。
- (3) 会員が退会するときは、退会届を提出するものとする。

(支部)

7. 本連盟は、第2条の目的を達成するために、理事会の承認を得て各市町村に支部を置くことができる。

(キャンペーンガール)

8. 本連盟は、第2条の目的を達成するために、理事会の承認を得て青森県ノルディック・ウォーク連盟キャンペーンガールを任命することができる。

## 第2章 役員

(役員)

9. 本連盟に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 1名
5. 事務局長 1名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長 本連盟を代表し、会務を総理する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
3. 理事 理事会を構成し、本連盟の運営に必要な事項及び予算、決算を審議する。
4. 監事 毎年事業年度の会計を監査し、理事会に報告する。
5. 事務局長 会長の意を受け、本連盟の事務及び会務を処理する。

(役員を選任)

第11条 役員は、指導部会員及び賛助会員から推挙し、理事会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第13条 本連盟の目的達成及び全日本ノルディック・ウォーク連盟と連携した事業を展開するため、次に定める顧問を理事会の同意を得て会長が委嘱することができる。

1. 青森県内で活躍している医師又はウォーキングライフマスター
2. 全日本ノルディック・ウォーク連盟の本部役員

3. 全日本ノルディック・ウォーク連盟学術委員会委員（医学博士又は医師

### 第3章 会議

（会議）

第14条 会議は、役員で構成する理事会とする。

（理事会）

第15条 理事会は、会長が適宜これを招集し、役員の過半数の出席をもって構成し、本連盟の運営に必要な事項を決定し、出席者の過半数を賛成で決定する。

### 第4章 会計

（会計）

第16条 本連盟の運営に必要な経費は、会費、協賛金、寄付金、事業に伴収入等によって充てる。

（会費）

第17条 本連盟の会費は、当分の間これを徴収しない。

（会計年度）

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（監査）

第19条 会長は、監事による会計監査を受けなければならない。

### 第5章 雑則

（施行細則）

第20条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

（会則の改正）

第21条 この会則の改正は、理事会の出席者の過半数の賛成を持って改正することができる。

（附則）

第22条 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月22日から施行する。